

# 定 款

特定非営利活動法人  
町田市学童保育クラブの会

# 特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、特定非営利活動法人町田市学童保育クラブの会という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を東京都町田市に置く。

(目的)

第3条 この会は、会員の協働による運営の下、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な生活の場を築くことによって、児童の心身ともに健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この会は、会の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この会は第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 町田市内の学童保育クラブの開設と運営、社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業（放課後健全育成事業）
- (2) 地域の子育てに関する相談等の支援事業
- (3) 子育ておよび男女共同参画社会に関する講演会、講座およびイベントなどの企画運営事業
- (4) 子育ておよび男女共同参画社会に関する地域、他団体との交流、連携および協力事業
- (5) この会の事業活動に関する広報誌の刊行事業
- (6) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、この会の事業を賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会について、とくに条件は定めない。

- 2 会員になろうとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は前項の入会申し込みがあったとき、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し任意に退会することができる。

(除名)

第11条 この会は会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 法令、この会の定款に違反したとき
  - (2) この会の信用を失わせる行為、またはこの会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の場合において、この会は、総会の開催日の5日前までに除名しようとする会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 この会は、除名の決議があったときは、除名された会員に除名された理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(抛出金品の不返還)

第12条 この会は、会員がすでに納入した会費およびその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第3章 役員

(役員)

第13条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事8人以上25人以内
  - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(役員を選任)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者若しくは三親等内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法20条各号のいずれかに該当する者は、この会の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの会の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、会の業務の執行を分担し、理事長に事故のあるとき、または理事長が欠けたときには、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務をおこなう
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) 毎年度半期に一度、財産の状況を監査すること
  - (3) 前二号の規定による監査の結果、この会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときには、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況またはこの会の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前項の規定に関わらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、最小役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

(役員補充)

第17条 役員のうちその定数の3分の1をこえる者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に耐えないと認められるとき
  - (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が定める。

## 第4章 理事会

(理事会の構成)

第20条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 理事会は理事長が招集する。
- 3 理事長は、理事会を組織する役員のうち3分の1以上が同意し、または監事が、会議の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から7日以内に、理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の権能)

第21条 この定款に別に定めがあるもののほか次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この会の業務の執行に関する事項
- (2) 総会の招集、総会に附議すべき事項
- (3) この会の業務の執行のための手続き、その他この会の業務執行について必要な事項を定める細則の設定、変更および廃止
- (4) 前各号の他、理事会で必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第22条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 3 やむを得ない事由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 4 前項の規定により表決した理事は、1項及び2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 6 理事会の議長は、理事会において、出席した理事のうちから選任する。
- 7 理事会の議事については、議事録を作成し、議長および理事会において選任した議事録署名人2人がこれに署名または記名押印するものとする。

## 第5章 総会

(種別)

第23条 この会の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第24条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第25条 各総会は、この会の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更および廃止
- (3) 事業計画および収支予算の承認ならびに変更
- (4) 事業報告および収支決算の承認
- (5) 役員を選任および解任、職務、報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く)その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (8) 合併および解散
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条 毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に通常総会を開催しなければならない。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当した場合に開催する。

- (1) 理事会において臨時総会の招集を議決したとき
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を議決したとき
- (3) 第15条第4項第4号に基づき監事が招集するとき

(招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 総会の招集は、会議の目的とする事項、日時および場所を示した書面又は電磁的方法により開催日の7日前までに、正会員に発し行なうものとする。

3 前条第2項第2号の規定による請求があったときは、理事長はこの請求のときか

ら1ヶ月以内に総会を招集しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の成立要件)

第29条 総会は、正会員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

(総会の議決方法)

第30条 総会の議決は、この定款に別に定めのあるもののほか、出席した正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 第30条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。
- 3 議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の合意があった場合は、前項のかぎりではない。

(書面または代理人による議決権の行使)

第31条 正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により、議決権を行使する正会員は出席したものとみなす。

(賛助会員の発言権)

第32条 賛助会員は、総会に出席して、議長の許可を得て発言することができる。ただし、議決権を有しない。

(総会の議事録)

第33条 総会の議事については、議事録を作成し、議長および総会において選任した議事録署名人2人がこれに署名または記名押印するものとする。

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第34条 この会の資産は、次に掲げられたものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(区分)

第35条 この会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第36条 この会の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第37条 この会の会計は、法27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第38条 この会の会計は、次のとおりとする。

(1) 特定非営利活動に係る事業会計

(運営基金)

第39条 この会は、毎事業年度内の事業、運営上必要な経費の支弁を目的とし、運営基金を置く。

2 運営基金は、毎事業年度末において、法人の設立年度当初の額を下回らないことを原則とする。

3 第1項に定める目的以外の用途に運営基金を用いる場合、あるいは、第2項に定める額を減額する場合は、総会において出席正会員の3分の2以上の決議を経なければならない。

(経費の支弁)

第40条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算書)

第42条 この会の事業計画および収支予算は、理事長がこれを作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を経た事業計画および収支予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 当該総会は、報告を受けた事業計画および収支予算書の変更を議決できる。議決が行なわれた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画および収支予算を変更しなければならない。

4 前項のほか、事業年度中の事業計画および収支予算の変更は、理事会が行なうことができる。

5 理事会は、事業年度中に事業計画および収支予算の変更をした場合は、当該年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告および決算)

第43条 この会の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支予算書などの決算に



- 関する書類は、理事長が当該年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査、理事会の議決を経た上、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第7章 定款の変更、解散および合併、公告

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第45条 この会は、次の事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 前項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第46条 この会が解散した場合の残余財産の帰属先は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げられる法人のうちから、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第47条 この会が合併する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

(公告の方法)

第48条 この会の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この会のホームページにおいて行う。

## 第8章 雑則

(委員会)

第49条 この会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し、または事業を遂行する。
- 3 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に

定める。

(事務局および職員)

第50条 この会は、事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。
- 5 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(実施細則)

第51条 この定款および規約の実施に関しては必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この会の成立した日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、別表のとおりとする
- 3 この会の設立当初の役員の任期は、第16条1項の規定にかかわらず、この会の成立した日から平成15年6月30日までとする。
- 4 この会の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 5 この会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この会の設立当初の会費の額は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	個人	1口1000円、1口以上
		団体	構成員一人あたり500円
	賛助会員	個人	1口1000円、1口以上
		団体	構成員一人あたり500円
- 7 この定款は、2021年10月8日から施行する。

別 表

理 事 長	谷 田 川 和 夫
副 理 事 長	三 階 広 明
副 理 事 長	風 間 良 二
副 理 事 長	児 玉 祥 一
理 事	皆 越 和 子
理 事	清 水 久 也
理 事	田 中 真 人
理 事	緒 方 理
理 事	落 合 裕 充
監 事	高 山 恵 子